

和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出規程

（目的）

第1条 この規程は、各種催事において和歌山県の観光PRを展開することを目的に、(公社)和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が所有する、和歌山観光PRシンボルキャラクター「わかぱん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

（貸出内容）

第2条 貸出を行う内容は、以下のとおりとする。

- ・頭部 約 W90×H73×T70 cm 1個
- ・胴部 約 W65×H110×T60 cm 1個
- ・足部 約 W26×H62×T40 cm 2個
- ・タスキ（安全ピン1本付き） 1本
- ・収納袋 2枚

（対象者）

第3条 和歌山県の観光PR活動を行うことを使用目的とした以下の者とする。

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 多くの参加者が見込める催事等を主催する企業・団体等（原則営利目的で使用する場合は除く）
- (3) その他、会長が特に認めるもの

（貸出機関）

第4条 貸出は原則、観光連盟において行う。

（貸出方法）

第5条

- (1) 貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出機関に、別紙1の「和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」を提出するものとする。
ただし、会長が特に認めるものにおいてはこの限りでない。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、別紙2の「和歌山観光PRシンボルキャラクター貸出承認書」をもって貸出希望者に対して貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から直接受け取り、使用後は速やかに返却するものとする。なお、貸出に伴う搬出及び搬入作業は、借受者が行うものとする。
また、郵送を希望する場合は着払いとし、貸出期間開始日の前日の午前中に発送依頼の電話を観光連盟におこなうものとする。電話がない場合は発送できない場合がある。

（貸出期間）

第6条 原則として最長1週間以内とする。

(貸出料金)

第7条 無料とする。

(損害の負担)

第8条 貸出について発生する損害については以下のとおりとする。

- (1)借受者は、着ぐるみを不注意により破損又は汚損したときは、その修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。
- (2)借受者は、着ぐるみに起因することで第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3)着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対しては、観光連盟は一切その責めを負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)着ぐるみを使用して原則、営利目的の活動を行ってはならない。
- (2)着ぐるみを使用して、観光連盟が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (3)着ぐるみを使用して、観光連盟の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4)着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- (5)着ぐるみの着用方法について、別紙3の「着ぐるみ使用上の注意」により取り扱わなければならない。
- (6)着ぐるみ使用時の写真をメールにて活動最終日から原則3日以内に提出すること。
なお写真については後日わかばんTwitterで配信することもあるため、来場者の顔が写るなどしていない写真とすること。
- (7)催事の来場者からプレゼントや差し入れ等を受け取った場合は提供主の名前と連絡先、提供物を必ず当方に報告すること。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から適用する。

別紙1（第5条関係）

年 月 日

(公社)和歌山県観光連盟会長 様

(申請者) 〒
住所
団体等名
代表者職・氏名



和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

次のとおり、和歌山観光PRシンボルキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

- ・和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出規定を確認のうえ遵守します。
- ・貸出希望期間の在庫は確認しています。

催事名	
使用目的	
使用場所	
使用日	年 月 日 ~ 年 月 日
一般の来場	可 否
貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

<担当者連絡先>
担当者（職・氏名）
電話
FAX
E-mail

様

公益社団法人和歌山県観光連盟会長

和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認書

承認申請のありました和歌山観光PRシンボルキャラクター着ぐるみの貸出について、下記のとおり承認します。

つきましては、申請書の内容と貸出規定を遵守のうえ、ご使用下さい。

記

1 使用目的

2 使用日時 年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用場所

4 貸出期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 備 考 着ぐるみ引き渡しについて郵送を希望する場合は着払いとし、貸出期間初日の午前中に発送依頼の電話を観光連盟におこなってください。
電話がない場合は発送できない場合があります。

着ぐるみ使用上の注意

(1) 着脱するとき

- ア 着脱の際、着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 着ぐるみ胴体部の素材は、汗を吸いやすく洗えない素材のため、直接肌が触れない服装（長袖のTシャツ、薄生地のスエットパンツ、綿の靴下）を心がけること。
- ウ 関係者以外（特に子ども）の前で絶対に着脱しないこと。

(2) 活動するとき

- ア 着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 雨雪の下では原則として使用を控えること。なお、使用中に雨雪となった場合は、速やかに使用を中止すること。
- ウ 足下の視界が悪いため、活動の際は、安全対策として必ず誘導係を付けること。また、小さい幼児等にぶつかったり、倒したりするおそれがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すことは避け、転倒にも十分注意すること。
- エ 足を引きずって歩くと、破損する原因となるので、歩く時は、必ず足を持ち上げて歩くこと。
- オ 着ぐるみ内部に熱がこもり、長時間着用すると気分が悪くなることがあるので、適宜休憩や水分補給を行うなど十分な暑さ対策をとり、無理のない着用をすること。
- カ 着ぐるみ着用時は絶対に声を出さないこと。ジェスチャー以外でわかばんから何らかのメッセージを伝える必要がある場合は、誘導係や司会者等が代弁すること。
- キ タスキは必ず着用すること。

(3) 使用後

- ア 汚損箇所がないか必ず確認すること。
- イ 消臭スプレーで消臭し、風通しの良い場所で、頭部、胴体部、足部とも十分乾燥させてから返却すること。
- ウ 汚損または部品を紛失した場合、直ちに貸出機関に申し出ること。

(4) その他

- ア 輸送や保管の際には、専用の収納袋に収め、型くずれしないよう、取り扱いに十分留意すること。
- イ 頭部を持つ際は絶対に耳だけで持たないこと。